



様式第2号(第3条関係)

公文書公開決定通知書

東人権 第 36 号
平成22年 4 月30日

宮 部 龍 彦 様

東近江市長 西澤 久夫



平成21年8月21日付けで請求のありました公文書の公開については、次のとおり公開することと決定しましたので、東近江市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公開の方法	1 閲覧・視聴 ② 写しの交付
請求のあった 公文書の名称 又は内容	合併前の旧市町（八日市市、愛東町、蒲生町）の同和地区関係施設（隣保館、教育集会所、人権啓発センター）の名称あるいは位置を定めた例規の、平成14年1月1日現在の全文。
公開の日時及 び場所	本通知書に添付いたします。
担当	市民環境部人権課人権グループ 電話番号 0748-24-5620
備考	

八日市市隣保館条例をここに
公布す

昭和三年十二月三日

八日市市長 西沢久兵衛

(設置)

才一条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律才四十五号)才二条才三項才六号に規定する隣保事業を行なうため、本市に隣保館を設置する。

(名称および位置)

才二条 隣保館の名称および位置は、次のとおりとする。
名称 八日市市立御園会館
位置 八日市市御園町四百六十四番地

(事業)

才三条 才一条の規定による隣保事業として、次の事業を行なう。
一 生活相談および生活改善指導
二 保健衛生および社会福祉事業
三 補習教育および図書閲覧事業

- 四 レクリエーションおよび教育文化に関する事業
- 五 その他市長が必要と認める事業

(職員)

才四条 隣保館に館長その他必要な職員を置く。

(使用料)

才五条 隣保館を使用するときは、別表に定める使用料を徴収する。
ただし、才三条に規定する事業に使用するとき、使用料は徴収しない。

(弁償)

才六条 隣保館を使用する者が建物、施設、備品その他に対し、故意または重大な過失により損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

才七条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

室 名	使用時間および使用料			
	九〇〇～一二〇〇	一二〇〇～一四〇〇	一四〇〇～一七〇〇	一七〇〇～二〇〇〇
集 会 室	三〇〇円	四〇〇円	五〇〇円	一、〇〇〇円
教 養 室	二〇〇	三〇〇	四〇〇	八〇〇
図 書 室	二〇〇	三〇〇	四〇〇	八〇〇

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例
をここに公布する

昭和四十一年三月三十一日

八日市市長

西澤久兵衛

八日市市條例第八号

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例

八日市市隣保館条例（昭和三十九年八日市市条例才三十一号）の一部を次のように改正する。

才二条中「名称 八日市市立御園会館

位置 八日市市御園町四百六十四番地」

を

名	称	位	置
八日市市立御園会館		八日市市御園町四百六十四番地	
八日市市立野口会館		八日市市野口町	六十番地

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年十二月二十三日

八日市市長

西澤之六事

八日市市條例第十九号

八日市市隣保館條例の一部を改正する條例

八日市市隣保館條例（昭和三十九年八日市市條例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「

名	称	位	置
八日市市立御園會館		八日市市御園町	四百六十四番地
八日市市立野口會館		八日市市野口町	六十番地

を

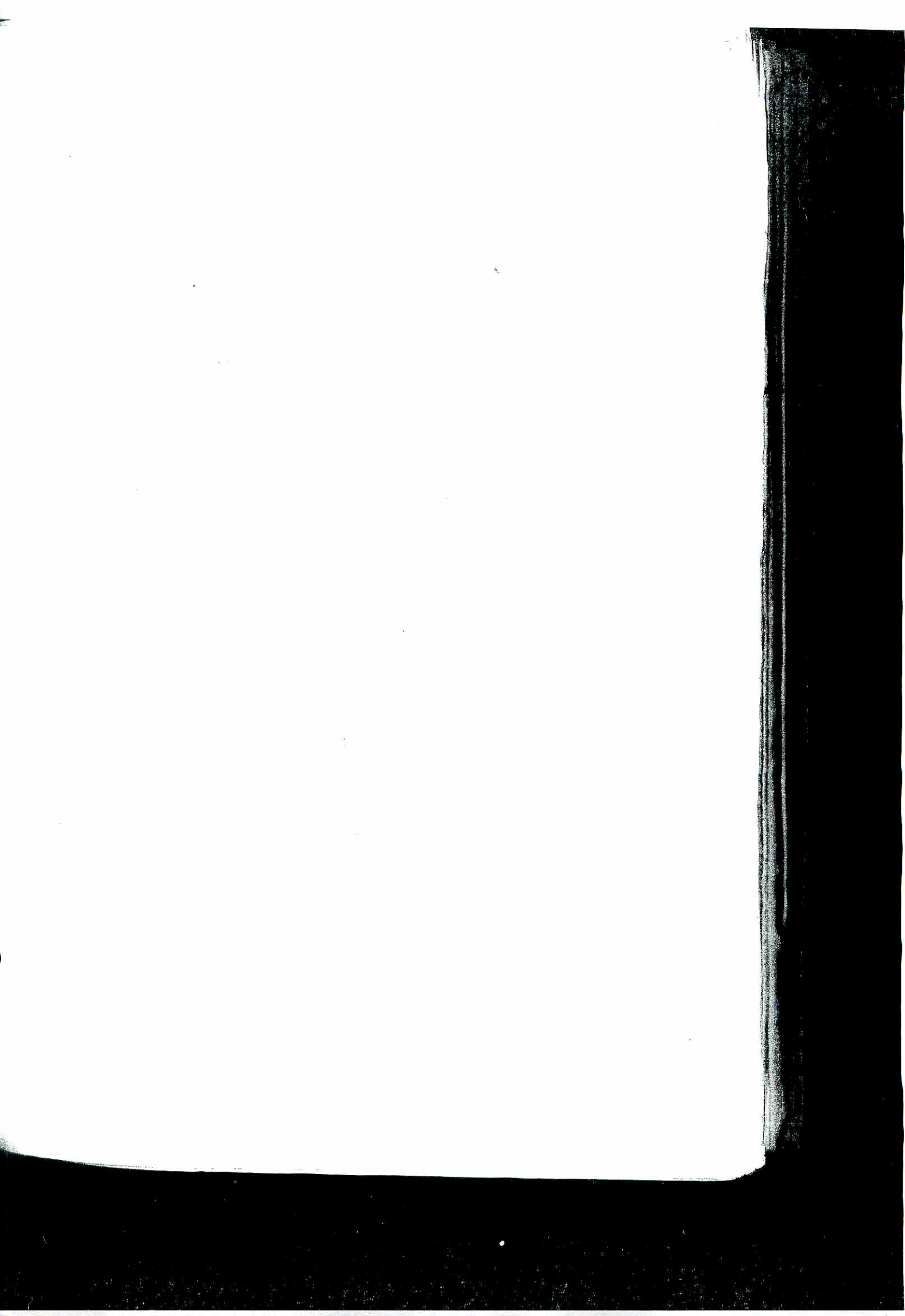
名	称	位	置
八日市市立御園會館		八日市市御園町	四百六十四番地
八日市市立野口會館		八日市市野口町	六十番地
八日市市立小嶋町宮會館		八日市市小嶋町	千四百三十五番地

に改

める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。



昭和 26 年 3 月 21 日 条例第 11 号

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例

八日市市隣保館条例（昭和三十九年八日市市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項の次に次の一項を加える。

2 館長の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に在任する館長の任期は、昭和四十五年三月三十一日までとする。

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例

八日市市隣保館条例（昭和39年八日市市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中

八日市市立御園会館	八日市市御園町464番地
-----------	--------------

を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

昭和47年9月30日

八日市市長

八日市市隣保館条例の一部を 改正する条例

八日市市隣保館条例（昭和 39 年八日市市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 隣保館は、第 1 条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 同和行政の総合調整を推進し、同和問題解決のための総合センターとしての機能を果たすこと。
- (2) 同和問題の調査、研究および啓発に関すること。
- (3) 地域住民の自主的活動の育成指導に関すること。
- (4) 地域住民の相談および指導に関すること。
- (5) 地域住民の教育、文化の向上および啓発に関すること。
- (6) 関係機関、団体との連絡協調に関すること。
- (7) 各種社会福祉事業および保健衛生に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

第 4 条第 2 項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



八日市市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

昭和52年 3月30日

八日市市長

山田正次郎

八日市市教育集会所条例

(設置)

第 1 条 同和対策事業特別措置法(昭和 44 年法律第 60 号)の基^規定に基づき、住民の教育文化の向上に寄与するため、本市に教育集会所(以下「集会所」という。)を設置する。

(名称および位置)

第 2 条 集会所の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
八日市市立野口教育集会所	八日市市野口町 98 番地

(事業)

第 3 条 第 1 条の規定による集会所事業として、次の事業を行なう。

- (1) 各種学級、講座等の開設に関すること。
- (2) 自主的教育活動の育成指導に関すること。
- (3) レクリエーション活動の実施に関すること。
- (4) その他八日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めること。

(管理運営)

第 4 条 集会所は、委員会が管理運営する。

(職員)

第 5 条 集会所に所長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第 6 条 集会所を使用するときは、別表に定める使用料を徴収する。

ただし、第 3 条に規定する事業に使用するとき、使用料を徴収しない。

(弁償)

第7条 集会所を使用する者が建物、施設、備品その他に対し、故意または重大な過失により損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

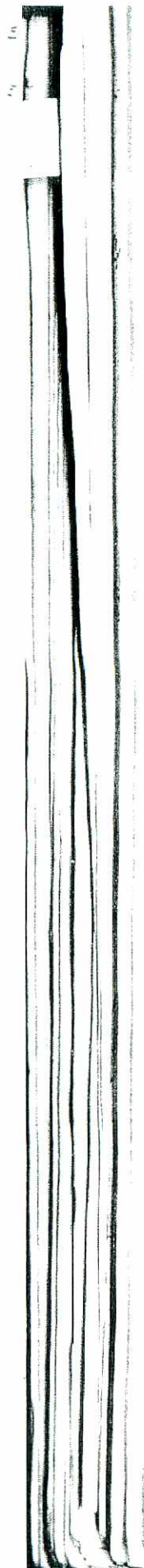
付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

室 名	使 用 時 間 お よ び 使 用 料			
	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	9:00~22:00
大 広 間	5 0 0円	5 0 0円	7 0 0円	1,0 0 0円
学 習 室	2 0 0円	3 0 0円	4 0 0円	8 0 0円
調理実習室	2 0 0円	3 0 0円	4 0 0円	8 0 0円

備考 プロパンもしくは特別の設備を使用する場合は、実費相当額を徴収する。



八日市市教育集会所条例の一部を 改正する条例

八日市市教育集会所条例（昭和 52 年八日市市条例第 9 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条中

「 八日市市立野口教育集会所	八日市市野口町 98 番地
----------------	---------------

を

「 八日市市立野口教育集会所	八日市市野口町 98 番地
八日市市立小脇町宮教育集会所	八日市市小脇町 2308 番地の 2

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第14号

八日市市教育集会所条例等の 一部を改正する条例

八日市市教育集会所条例（昭和52年八日市市条例第9号）の一部を
に改正する。

条中「同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）」を「地
方自治体等に対する同和対策特別措置法（昭和57年法律第16号）」に改める。

八日市市福祉医療費助成条例（昭和48年八日市市条例第25号）の
を次のように改正する。

条第2号オ中「同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）」
を「地域福祉改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）」に改める。

八日市市はり、きゅう、マッサージ施術費助成条例（昭和54年八日
市市条例第13号）の一部を次のように改正する。

条第1号エ中「同和対策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）」
を「地域福祉改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）」に改める。

則

本条例は、公布の日から施行する。

昭和57. 年
八日市市 条

第1条

次のよ

第1

域改善

第2条

一部を

第2

を「地

第3条

市市条

第2

を「地

付

この条

八日市市教育集会所条例の一部を
改正する条例

八日市市教育集会所条例（昭和52年八日市市条例第9号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条（見出しを含む。）中、「および」を「及び」に、

「	八日市市立小脇町宮教育集会所	八日市市小脇町2308番地の2	」を
「	八日市市立小脇町宮教育集会所	八日市市小脇町2308番地の2	」に
	八日市市立平田駅前教育集会所	八日市市平田町128番地	

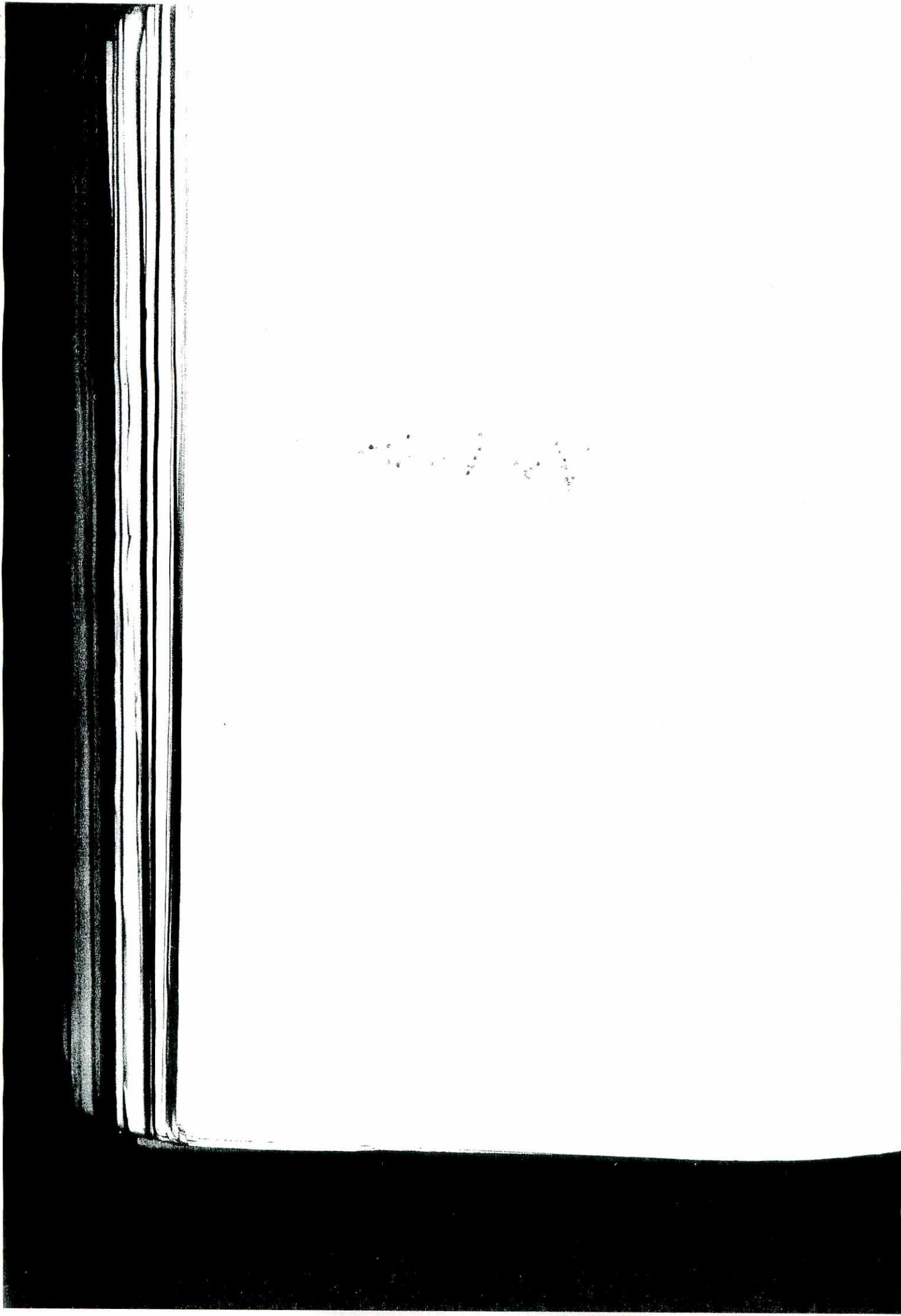
改める。

第7条中、「または」を「又は」に改める。

別表（備考を含む。）中、「および」を「及び」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

付 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。



昭和 62 年 7 月 1 日
八日市市条例第 27 号

八日市市教育集会所条例の一部を改正する
条例

八日市市教育集会所条例（昭和52年八日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）」を「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

（八日市市教育集会所条例の一部改正）

第2条 八日市市教育集会所条例（昭和52年八日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

室 名	使 用 時 間 及 び 使 用 料			
	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	9:00~22:00
大 広 間	510円	510円	720円	1,030円
学 習 室	200円	300円	410円	820円
調査実習室	200円	300円	410円	820円

（八日市市隣保館条例の一部改正）

第3条 八日市市隣保館条例（昭和39年八日市市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

室 名	使 用 時 間 及 び 使 用 料			
	9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	9:00~22:00
集 会 室	300円	410円	510円	1,030円
教 養 室	200円	300円	410円	820円
図 書 室	200円	300円	410円	820円

付 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

○愛東町人権啓発センター設置条例

（平成4年6月25日
条例第13号）

改正 平成6年6月30日条例第10号

（設置）

第1条 この条例は、同和問題の早期解決のために町民の人権啓発の総合的な推進を図り、社会福祉および保健衛生に関する事業等を行い、もって、地域住民の物心両面にわたる生活の改善および向上を図るため愛東町人権啓発センターを設置する。

（名称および位置）

第2条 施設の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称 愛東町人権啓発センター
位 置 愛東町大字梅林164番地の2

（事業）

第3条 愛東町人権啓発センターは、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 人権啓発、交流活動および広報に関すること。
- (2) 各種相談に関すること。
- (3) 社会福祉の増進および保健衛生の普及に関すること。
- (4) 同和対策の連絡調整および推進に関すること。
- (5) 社会調査および研究事業に関すること。
- (6) 教育文化の向上に関すること。
- (7) 施設等の公共的利用に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要な事業（使用料）

第4条 愛東町人権啓発センターの使用料は、別表のとおりとする。

（運営委員会）

第5条 愛東町人権啓発センターの円滑な運営を図るため、地域総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

付 則（平成6年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

愛東町人権啓発センター使用料

（単位：円）

時間 室名	9：00 12：00	12：00 17：00	17：00 22：00	9：00 17：00	12：00 22：00	9：00 22：00
	12：00	17：00	22：00	17：00	22：00	22：00
交流の間	1,000	1,200	1,400	2,200	2,600	3,600
研修室	800	1,000	1,200	1,800	2,000	2,800
談話室	400	600	800	1,000	1,400	1,800

○愛東町教育集会所設置条例

（平成 4 年 6 月 25 日
条 例 第 12 号）

愛東町立教育集会所設置条例（昭和 51 年条例第 24 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 この条例は、基本的な人権尊重の精神にのっとり、町民の生活、文化の向上および社会福祉の増進を図るため教育集会所を設置する。

（名称および位置）

第 2 条 施設の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称 愛東町教育集会所梅林会館
位 置 愛東町大字梅林 217 番地

（事業）

第 3 条 愛東町教育集会所梅林会館（以下「教育集会所」という。）は、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教育文化の向上に関すること。
- (2) 社会教育、福祉等各種団体の指導育成に関すること。
- (3) 講座および学習会に関すること。
- (4) 図書および資料を備えその利用を図ること。
- (5) その他目的達成のために必要な事業

（使用料）

第 4 条 教育集会所の使用料は、別表のとおりとする。

（運営委員会）

第 5 条 教育集会所の円滑な運営を図るため、地域総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
付 則

この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

D 〔愛東町②〕 三七八七

別表（第 4 条関係）

教育集会所使用料

（単位：円）

時間 室名	9 : 00 12 : 00	12 : 00 17 : 00	17 : 00 22 : 00	9 : 00 17 : 00	12 : 00 22 : 00	9 : 00 22 : 00
	12 : 00	17 : 00	22 : 00	17 : 00	22 : 00	22 : 00
研 修 室	800	1,000	1,200	1,800	2,000	2,800
教 養 室	400	600	800	1,000	1,400	1,800

D 〔愛東町②〕 三七八八

○蒲生町隣保館設置条例

(昭和43年3月30日
条例第10号)

(設置)

第1条 社会福祉事業法 (昭和26年法律第45号) 第2条第3項第6号に規定する隣保事業を行うため、本町に隣保館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
蒲生町立石塔会館	蒲生町大字石塔36番地

(事業)

第3条 第1条の規定による隣保事業として、次の事業を行う。

- (1) 生活相談及び生活改善指導に関すること。
- (2) 保健衛生及び社会福祉に関すること。
- (3) 図書閲覧及び教養文化に関すること。
- (4) その他町長が目的推進のため、必要と認めたこと。

(職員)

第4条 隣保館に必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 隣保館の運営を円滑ならしめるため、隣保館運営委員会を置くことができる。

2 隣保館運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(一般使用)

第6条 町長は、第3条の事業のほか、特に必要と認めたものについては、事業に支障のない限り隣保館の施設を利用させることができる。

2 前項により施設を利用しようとする者は、使用の3日前までに町長に申出て、その許可を受けなければならない。申出の事項を変更しようとするときも同様とする。

〔蒲生町②〕 三四六〇(一三四八〇)

(使用料)

第7条 前条により隣保館を使用するときは、別表に定める使用料を徴収する。ただし、町の機関が使用するときを除く。

(使用料の減免)

第8条 次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) もっぱら公益のために使用するとき。
- (2) その他町長が減免の必要があると認めたとき。

(弁償)

第9条 隣保館を使用する者が、施設、備品その他に対し故意又は重大な過失により損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

付 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

別表

室 名	使用時間及び使用料				
	8.00~12.00	12.00~17.00	17.00~22.00	8.00~22.00	
集 会 室	200円	300円	500円	1,000円	
相談室兼図書室	100	200	300	600	

〔蒲生町②〕 三四八一